

(別紙3)

森と緑とのふれあい支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人兵庫県緑化推進協会（以下「緑化推進協会」という。）が森と緑とのふれあいを推進するため、森林保全活動、森林学習体験活動及びふるさとの巨樹保存事業等を行う者又はこれらの者に対して助成をする者に対する助成金の交付をするに当たって、必要な事項を定める

(事業主体)

第2条 事業を実施するもの（以下「事業主体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市町
- (2) 学校、社会福祉施設等の公益法人及びNPO
- (3) 市町緑化推進委員会等市町に組織された募金団体（以下「市町委員会等」という）
- (4) 林業関係団体、森林所有者（自治会等）
- (5) その他、緑化推進協会理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める者

(事業内容)

第3条 森と緑とのふれあい支援事業（以下「支援事業」という）の種類は次のものとし、事業及び助成の内容等は別表に掲げるとおりとする。

- (1) 森林保全活動支援事業
 - ① ゴルファー協力金による緑化事業
 - ② 森林ボランティア活動支援事業
 - ③ 森林利活用情報提供事業
- (2) 森林学習体験活動支援事業
 - ① 森林学習体験支援事業
 - ② 緑の少年団活動支援事業
- (3) ふるさとの巨樹保存事業

(助成申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするものは、事業地を所管する市町委員会等または市町、並びに地域緑化推進連絡協議会を經由して理事長が別に定める日までに、支援事業助成金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 地形や町並みなどと適合し、地域の風致の向上が期待できるものであること。
- (2) 事業実施後の維持管理ができる体制にあるもの。

(助成の決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容等を審査のうえ助成金の交付を決定し、支援事業助成金交付決定通知（様式第2号、以下「交付決定通知」という。）を市町委員会等または市町、並びに地域緑化推進連絡協議会を通じ、事業主体に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付決定通知を受けた事業主体は、事業が完了したときはすみやかに、支援事業実績報告書(様式第3号)を市町委員会等または市町、並びに地域緑化推進連絡協議会を経由して、理事長あてに提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 理事長は、前条の規定による事業実績報告書の提出を受けた場合は、書類審査及び必要に応じて現地調査により、相当と認めるものについて交付する助成金額を確定し、市町委員会等または市町、並びに地域緑化推進連絡協議会を通じ事業主体に通知するものとする。ただし、助成金の確定額が交付決定額と同額の時は、通知を省略できるものとする。

(請求)

第8条 理事長は、前条の規定による助成金額を確定したのち、事業主体から市町委員会等または市町、並びに地域緑化推進連絡協議会を経由して提出される支援事業助成金請求書(様式第4号)により、助成金を交付する。

(標柱等)

第9条 事業主体は、事業実施箇所に別図のとおり、標柱または標板を設置しなければならない。

(事業地の管理)

第10条 事業主体は、事業地について善良な管理を行い、事業目的が達成されるよう努めなければならない。

(帳簿の備付け)

第11条 事業主体は、当該支援事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該助成事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附則1 この要領は、定款附則1の規定による公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則2 この要領は、平成30年8月27日から施行する。

この通知による改正前の本要領に基づいて実施する事業については、なお従前の例によることとする。

森と緑とのふれあい支援事業一覧表

区分	事業名	事業内容	対象事業費		助成額 (ただし、特に認める場合はこの限りでない)	備考
森林保全活動支援事業	ゴルファー協力金による緑化事業	学校、病院、公園、福祉施設など社会公共施設の緑化を行うものに助成する	苗木等材料費、労務費等の直接工事費及び諸経費		限度額 1箇所 当たり 500,000円	森林整備・緑化推進事業会計
	森林ボランティア活動支援事業	広く県民が参加する森林保全活動や樹木の植栽等森づくりイベント開催事業を行うものに助成する	苗木、作業道具等の資材及び普及啓発に関する経費	一般事業	限度額 1箇所 当たり 300,000円、	緑の募金事業会計
				公募事業	別に定めるところによる	
森林利活用情報提供事業	森に親しみ多様な森林の利活用を進めるための広報・案内等情報提供に要する経費を助成する	里山林整備地や森林レクリエーション施設等の利活用を促進するための案内板等及びパンフレット等を作成する経費	限度額 1箇所 当たり 300,000円		緑の募金事業会計	
森林学習体験活動支援事業	森林学習体験支援事業	市町やNPO等が子どもたちに森林学習体験活動を行うに要する経費を助成する	森づくり等に必要材料費及び指導等に要する経費		限度額 1箇所 当たり 500,000円	緑の募金事業会計
	緑の少年団活動支援事業	緑の少年団がモデル的な森林学習体験活動を行うに要する経費を助成する	森づくり等に必要材料費、活動費等に要する経費		限度額 1箇所 当たり 300,000円、 ただし、県下の団全てを対象とした事業は定めない	緑の募金事業会計
ふるさとの巨樹保存事業	ふるさとの巨樹保存事業	地域のシンボリックな巨樹を保護及び樹勢回復するための処置等に要する経費を助成する	樹木医等の診断に係る費用と治療費及び案内板の設置費		限度額 1箇所 当たり 500,000円	緑の募金事業会計

※この一覧表に言う森林とは、樹木が集団で生育している土地又は生育する可能性のある土地とする。

令和 年 月 日

公益社団法人 兵庫県緑化推進協会
理事長 様

住 所
団体名
代表者

森と緑とのふれあい支援事業助成金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、助成金の交付を申請します。

記

1 事業内容

事業名	
事業場所	
面積	
事業の内容	
実施期間	
図面・資料	別添のとおり（位置図、計画図、現況写真）

2 収支予算

(1) 収入の部

項目	金額 (円)	摘要
助成金		(公社)兵庫県緑化推進協会
自己資金		
その他		
合計		

(2) 支出の部

項目	金額 (円)	積算内訳	摘要
直接 工事 費	材料費		
	労務費		
	その他		
	計		
共通仮設費			
現場管理費			
一般管理費			
合計			

様

公益社団法人 兵庫県緑化推進協会
理事長

森と緑とのふれあい支援事業助成金交付決定通知

令和 年 月 日付で申請のあった支援事業については、下記のとおり助成することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 事業名
- 2 助成金額
- 3 この助成金の対象となる事業は、令和 年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は支援事業助成金交付申請書に記載のとおりとする。
- 4 事業主体は支援事業実施要領に従わなければならない。
- 5 この事業は令和 年 月 日までに完了しなければならない。

兵緑協第 号
令和 年 月 日

地域緑化推進連絡協議会会長 様

公益社団法人 兵庫県緑化推進協会
理事長

森と緑とのふれあい支援事業助成金交付決定通知

貴管内に係るみだしの事業について、別紙写しのとおり助成金の交付決定をいたしましたのでお知らせいたします。

事業実施について、ご指導方よろしく申し上げます。

令和 年 月 日

公益社団法人 兵庫県緑化推進協会
理事長 様

住 所
団体名
代表者

森と緑とのふれあい支援事業実績報告書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したので、その実績を報告します。

記

1 事業内容

事業名	
事業場所	
面積	
事業の内容	
実施期間	
図面・資料	別添のとおり（位置図、出来高図、完成前・工事中・完成写真1部）

2 収支決算

(1) 収入の部

項目	金額 (円)	摘要
助成金		(公社)兵庫県緑化推進協会
自己資金		
その他		
合計		

(2) 支出の部

項目	金額 (円)	費用内訳	摘要
直接 工事 費	材料費		
	労務費		
	その他		
	計		
共通仮設費			
現場管理費			
一般管理費			
合計			

森と緑とのふれあい支援事業助成金請求書

金 _____ 円

ただし、令和 年度 事業助成金として

交付決定額 円

今回請求額 円

上記のとおり、助成金を精算払いによって交付されたく、請求します。

令和 年 月 日

公益社団法人 兵庫県緑化推進協会
理事長 様

住 所
団体名
代表者 印

(振込先)

銀行名 (支店名) :
口座番号 :
口座名義人 :
電話番号 :